

公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書

令和2年に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の附帯決議に基づき文部科学省が実施した教員勤務実態調査によると、教員の長時間勤務について一定程度の改善は見られるものの、依然として歯止めがかからない状況にあり、時間外勤務の削減や業務量の軽減など働き方改革のさらなる推進が求められる。

また、教員のそうした職場環境が影響し、平成12年度に13.3倍であった全国の教員の採用倍率は、令和5年度は3.4倍と年々低下している。

このように、教員不足が全国的な問題となる中、静岡県内においても定数未配置の学校が存在しており、教員の人材確保は喫緊の課題である。とりわけ、今後の教育界を支える志ある優れた人材を確保していく必要があり、そのためには教員の働き方改革等を進め、子供たちが教員の仕事に魅力を感じるようにする必要がある。

よって国においては、公立の義務教育諸学校の適正教員数を維持・確保していくため、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 校務のDXによる業務効率化や業務内容の見直しを進めるなど、さらなる働き方改革の推進を強力に支援すること。
- 2 教職調整額を直ちに引き上げるとともに、時間外勤務を抑制するための法整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

静岡県御前崎市議会

(提出先)

衆議院議長 殿 参議院議長 殿 内閣総理大臣 殿 文部科学大臣 殿

高田和幸議員に対する問責決議

市議会議員は、発言の内容や表現方法には十分な配慮が必要であり、政治倫理に基づいた行動が求められている。

高田和幸議員は、ブログで不適切な情報を発信したとして、令和7年3月6日に議長から文書による嚴重注意を受け、自ら「言葉遣いには十分気を付ける」と議会全員協議会の場で謝罪しているが、その日以降も同僚議員や市長に対して著しく配慮を欠いた情報を発信し続けている。令和7年2月21日の本会議において承認された専決処分についても、既に決定したことを個人的な見解をもって強く批判するなど議会のルールを無視した言動も一向に収まることがない。

さらに、令和7年3月6日の一般質問においては、特定の職員の能力を否定するような発言をし、当事者に精神的な苦痛を与えるとともに職場の健全な環境に少なからず悪影響を及ぼした。

また、個人の利益や政治的な目的のために市の内部情報を過剰に公開し、行政の信頼性を損なうだけでなく、組織の健全な運営に対する疑念を生じさせる結果となった。

さらに、個別の職員の行為を証拠もなく組織全体に広げて市役所を「嘘をつく組織」と非難したことは、組織全体に対して無責任かつ不当な批判を行っていることになり、倫理上、大きな問題がある。具体的な証拠を示さず組織を一括りにして批判することは、行政への不信感を煽り、市役所全体の信頼を失墜させるものである。

また、「嘘をつく組織」と表現することは、職員全体の名誉を傷つけるものであり、個別の行動や問題点に焦点を当て、組織全体を誹謗中傷するような発言は厳に慎むべきである。

本会議における高田和幸議員の一連の発言に対しては、令和7年3月19日の議会運営委員会において、高田和幸議員が令和7年3月24日の本会議において、自ら発言の取り消しを申し出るよう促すことを議長へ要請したが、議長のはたらきかけに対して、高田和幸議員から発言の取り消し申し出はなかった。

これら高田和幸議員の一連の言動は、行政並びに議会に対する市民の不信感を助長させる重大な問題であり、極めて不適切であると言わざるを得ない。御前崎市議会としては、これ以上、高田和幸議員の言動を看過することはできない。

よって、高田和幸議員に対し猛省を促すとともに、議員としての責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和7年3月24日

御前崎市議会